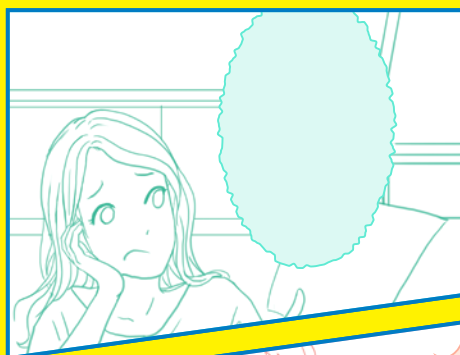


改訂版

# 知っておこう！ これだけは

消費生活に必要な知識や  
ルールを身につけて、  
自立した消費者になろう！



## INDEX

## 01 契約編 1-15P

- ダマサレ度チェック
- 「消費者」って誰のこと？
- 「契約」ってなに？
- 18歳から成年！！
- こんな商法に気をつけて！
- 消費者の強い味方 クーリング・オフ

## 02 インターネットトラブル編 16-22P

- ネットトラブル巻き込まれやすさチェック
- インターネットに落とし穴！？
- ソーシャルメディアを使うときのルール

## 03 金融編 23-28P

- 知っておこう！「クレジット」
- 多重債務に陥らないために

## 04 まとめ 29-32P

- 消費者としてできること
- ファイナルチェック！！

## 05 消費生活センター 33-36P

- 宮城県内の消費生活に関する相談状況
- 若者からこんな相談が寄せられています

CHECK!



あなたの

# ダメサレ度

あなたはどんな悪質商法にねらわれやすいか、診断してみよう!

START YES▶ NO▶

人に頼まれると、  
断れない  
性格である。

なんでも  
相談できる  
友人がいる。

休みの日などは  
家にいることが  
多い。

新聞の三面記事は  
よく読むほう  
である。

一人でいると、  
よく孤独な思いを  
することがある。

携帯電話や  
スマートフォンの  
支払いは、全額親に  
してもらっている。

初対面の人でも、  
すぐに仲良くな  
れるほうである。

人前に出ると  
見栄を張る  
ことがある。

物事を決める時、  
人の意見に左右  
されやすい。

特に目的もなく、  
街をブラブラする  
のが好きだ。

ひよっとしたら  
「うまい話」が  
あるかもしれない  
と思っている。

## A TYPE

のあなたがねらわれやすい悪質商法は

アポイントメント  
セールス

▶P8



## B TYPE

のあなたがねらわれやすい悪質商法は

キャッチセールス

▶P9



## C TYPE

のあなたがねらわれやすい悪質商法は

マルチ商法

▶P10



## D TYPE

のあなたは悪質商法にあいにくいでしょう。でも、安心してこの本を読んでもっと賢くなりましょう。



# 「消費者」って誰のこと？

私たちは普段の生活の中で、コンビニでジュースを買ったり、電車やバスに乗ったり、携帯やスマートフォンを使ったりと、生活に必要な商品やサービスを消費して生活しています。このように、商品やサービスを購入し、消費する人のことを「消費者」といいます。

つまり**私たちは全員消費者**なのです！

## 消費者主権とは？



みなさんは欲しいものを買う時どのように商品を選びますか？より性能がいいもの、より価格が安いもの、お気に入りのブランドやメーカー、国産品や輸入品など、買う時の決め手はそれぞれあると思います。

一方、企業側は、お客さんがより買ってくれるものを開発・生産するために、消費者の消費行動に注目しています。私たちの何気ない買い物が、経済の動きに影響を与えているのです。

つまり、私たち消費者には生産者の生産の在り方を最終的に決定する力があります。これを**消費者主権**といいます。

## 目指せ！消費者市民社会 関連▶P31

「消費者市民社会」とは、消費者自らの行動が、周りの人や将来生まれる人、社会・経済・環境に影響を与えているということ意識して、よりよい社会になるよう積極的に参加する社会のことです。

### 現代の消費社会

- 大量生産・大量消費・大量廃棄
  - 氾濫する生活情報
  - 消費のあり方
- ▶複雑化・多様化 便利で快適な生活の追求

### その結果…

- 死蔵品・不用品の増加
- 大量廃棄とゴミの増加
- 資源の無駄遣い
- 地球規模での環境問題・経済問題
- 様々な消費者トラブルの発生

## 私たち消費者にできること

**消費行動の見直し！** ▶本当に必要？今の生活を見直そう！

**情報リテラシーを高める！** ▶正しい情報を見極め、自分で取捨選択しよう！

自分のことだけでなく、社会に与える影響を考えて消費行動をとり、積極的に社会に働きかけのできる消費者を目指しましょう！！



# 契約ってなに？

## — 契約は法律上の約束 —

契約とは、法律上の約束のことで、販売側の「売る」という意思と、客側の「買う」という意思が合致して合意することで成立します。契約が成立すると、当事者間に法律的な義務と権利が生じます。

## — 口頭でも契約は成立 —

契約の成立に契約書の作成は必ずしも必要なわけではありません。ただし、高額な契約や複雑な契約は後のトラブルを防ぐため、契約書を作成することが一般的です。

※法律により契約書の作成が義務付けられている契約もあります。

商品を  
引き渡す  
義務

商品を  
受け取る  
権利

代金を  
受け取る  
権利

代金を  
支払う  
義務

事業者

消費者

契約書にサインをすると、内容を全て受け入れたことになるので、よく読んで理解してからサインすることが大切です！

## きのう1日を振り返ってみよう



電車に乗った



スマホで  
オンラインゲームに  
課金した



ジュースを買った



音楽を  
ダウンロードした

**これらは全て契約です！**

私たちは毎日の生活の中で知らないうちに多くの契約を結んでいます。

## 契約は守らなくてははいけません

いったん契約が成立すると、原則どちらか一方の都合で勝手に契約内容を変更したり、解消したりすることはできません。



返品するから  
お金返して

できません…

どうして～  
まだ使ってないのに…

契約は一方的にやめることはできません！お店も返品に応じる義務はありません。





# 2022年4月 から **18** 歳 成年年齢が **18** 歳 になります!!

## 18歳から大人に!?

2018年(平成30年)6月に、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることなどを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立しました。成年年齢の見直しは、約140年ぶりです。

## なぜ成年年齢を20歳から18歳に引き下げるの?


18歳や19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的としています。また、すでに憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳に引き下げられています。

## 成年年齢は、いつから18歳になるの?

2022年4月1日から、成年年齢は、20歳から18歳に引き下げられます。つまり、2022年4月1日時点で18歳、19歳の方は2022年4月1日に新成人となります。

## 生年月日別新成人となる日

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日~2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日~2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳



18歳から大人になると  
何が変わるの??

次のページへ

# 18歳から**成年!!**

## 変わる**こと**、**変わらないこと**

### 大人になると何が変わる？

成年に達すると、未成年のときと何が変わるのでしょうか。







民法が定めている成年年齢には、「**一人で有効な契約をすることができる年齢**」という意味と、「**父母の親権に服さなくなる年齢**」という意味があります。つまり、成年年齢に達すると、**親の同意を得なくても**、自分の意思で様々な**契約ができるようになる**ということです。

#### 未成年者

- ・ 契約は親の同意を得てから
- ・ 未成年者取消権を行使できる

#### 成年

- ・ 親の同意なしで契約できる
- ・ 未成年取消権を行使できない

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<b>OK!</b> ○ 親の同意がなくても契約できる ・ 携帯電話の契約 ・ ローンを組む ・ クレジットカードをつくる ・ 一人暮らしの部屋を借りる など 	<b>NG!</b> × 飲酒をする  × 喫煙をする  × 公営競技(競馬・競輪・競艇・オートレース等)の投票権(馬券等)を買う  × 国民年金の保険料を納付する  × 養子を迎える 
○ 10年有効のパスポートを取得する 	
○ 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る 	
○ 2人の合意のみで結婚できる 	

# ⚠ 契約するときには注意することは？

## 未成年者取消ができなくなります

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、原則として**契約を取り消す**ことができます。

(未成年者取消権)

成年になると…

親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、**未成年者取消権が行使できなくなります。**



取消権がないと…

契約に関する知識がないまま、安易に契約を交わすと**トラブルに巻き込まれる**可能性があります。**未成年者取消権の保護がなくなったばかりの新成人を狙いうちにする悪質な業者もいます。**



## まとめ

- 2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる。  
→ **18歳から大人の仲間入り！**
- 成人すると、親の同意なしで契約できるが、未成年者取消ができなくなる。  
→ **契約を結ぶかどうかを決めるのも自分！**  
**その契約に対して責任を持つのも自分！**
- 社会経験が乏しく、保護がなくなったばかりの**新成人を狙う悪質な業者もいる。**
- **契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、よく考える力を身につけることが大事！！**





# 正しい知識を身につけて かしこい消費者になろう!

成人すると社会から「大人」とみなされます。親の承諾なしに、自分の意思で携帯電話の契約やクレジットカード契約などができるようになり、**主体的に社会と関わりを持てるようになります。**

「できるが増える」ということは、それだけ**責任が重くなる**ということ。自分の消費行動が、社会・経済・環境に影響を与えることを自覚し、自立した消費者になるために学び続けることが大切です。

## SDGs と消費生活 (持続可能な開発目標)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### SDGs (持続可能な開発目標) の12番目は 「つくる責任 つかう責任」

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で「持続可能な開発目標」という意味です。2015年9月の国連総会で決められた17の目標のなかにも、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などと併せて、「持続可能な生産・消費形態の確保」が掲げられています。



# A TYPE

こんな商法に気をつけて!

## アポイントメント セールス

「特別モニターに選ばれました!」などと、本来の販売目的を隠して、電話やダイレクトメールなどで喫茶店や事務所に呼び出し、契約するまで帰れない雰囲気にして高額な商品などを契約させる商法です。

SNSで知り合った異性やメル友が親しげに誘い、デート気分で会う約束を取り付ける場合もあります。



### アドバイス

呼び出されて何時間も勧誘され、正常な判断ができなくなった頃を見計らって契約するように仕組みられています。出会ったばかりの人が突然商品やサービスを買わせようとしてきたら要注意です。

- よく知らない人や覚えの無い業者からの誘いには乗らない!
- 必要のないものは「いりません!」とキッパリ断る!  
商品やサービスを買わないと続かないような関係にそれ以上の発展は望めないでしょう。
- 甘い誘いには乗らない!

### CHECK!

契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ(P11)することができます。



# B TYPE

こんな商法に気をつけて!

## キャッチセールス

駅や繁華街などの路上で「アンケートお願いします」と呼び止められ、喫茶店や営業所に連れて行かれ、不安をあおるなどして商品やサービスを契約させる商法です。

### タレント・モデル契約の トラブルにも注意!

#### » 事例

「ドラマのエキストラになりませんか」と街頭で呼び止められ、芸能事務所に連れて行かれた。「すごく魅力がある。君のような人を探していた」と言われて舞い上がり、タレント養成学校の契約をしてしまった。よく考えると高額で支払えるか不安だ。



### アドバイス

勧誘だけではなく、商品やサービスの内容にも問題がある場合も多くなっています。

- 知らない人に突然声をかけられても**相手にしない!**
- 万が一、話を聞いてしまった場合でも、**絶対にビルや店舗について行かない!**
- 必要のないものは毅然とした態度で「**必要ありません!**」とキッパリ断る!

### CHECK!

契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ (P11) することができます。





# TYPE

こんな商法に気をつけて!

## マルチ商法 (ネットワークビジネス)

販売組織の加入者が新規加入者を誘い、その加入者がさらに別の加入者を勧誘し、商品やサービスを契約させることで組織をピラミッド式に拡大させていく商法です。



### アドバイス

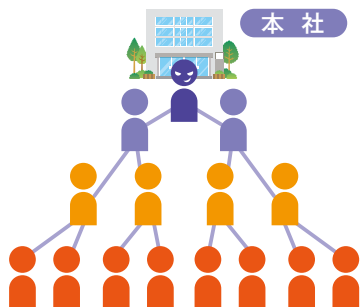
自分のネットワークにものを売ることは大変難しいことです。また、自分が勧誘することにより、勧誘した友人や知人にも負担を背負わせてしまったり、関係を壊してしまう恐れがあります。

- 「簡単に儲かる」などの甘い言葉を信じて、安易に契約しない!
- 友人からの勧誘であっても、「やりません!」とキッパリ断る!

### CHECK!

契約書面を受け取った日、もしくは商品の引き渡し日のどちらか遅い日を含めて20日以内であればクーリング・オフ(P11)することができます。

### マルチ商法組織図



# クーリング・オフ

## クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味です。訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な勧誘で契約してしまった場合、**一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度**です。クーリング・オフをすると、その契約はなかったこととなります。「契約は守らなければならない」とする原則の例外です。

## こんな契約はクーリング・オフできません

お店で商品やサービスを購入したり、通信販売を利用した場合には**クーリング・オフ制度はありません**。不意打ち性がないからです。購入する前に本当に必要かよく確認しましょう。  
※通信販売に関しては、返品についての表示がない場合、商品などを受け取った日から8日以内であれば、契約を解除して商品を返品することができます(返品の送料は購入者負担)。

## クーリング・オフができる期間は？

契約書面を受け取った日を含めて「8日間」が一般的です。マルチ商法は「20日間」です。詳しくは、下記を参照してください。

事業者がウソを言ったり、脅したりしてクーリング・オフを妨害した場合は、期間が過ぎていてもクーリング・オフすることができます。

クーリング・オフができる取引・期間		
取引内容	適用対象	期間
訪問販売	事業者の店舗以外の場所での原則全ての商品・サービスなどの契約 (アポイントメントセールス、キャッチセールスなどは店舗での契約であっても該当)	8日間
電話勧誘	事業者から電話で勧誘を受けた原則全ての商品・サービスなどの契約	8日間
特定継続的 役務提供	エステティック、語学教室、家庭教師など	8日間
連鎖販売取引	ネットワークビジネス(マルチ商法)	20日間

※期間が過ぎてしまっても、また上記以外の取引でもその他の法令等によりクーリング・オフができる場合があります。まずはお住まいの地域の消費者生活相談窓口へご相談ください。

## その契約クーリング・オフできるかな？

step  
01

### クーリング・オフできる取引ですか？

左ページを参考に確認しましょう。

step  
02

### クーリング・オフできない商品・サービスではないですか？

原則全ての商品やサービスがクーリング・オフの対象となりますが、二輪以外の自動車の購入はクーリング・オフできません。



step  
03

### 代金は3,000円以上ですか？

総額3,000円未満で商品を受け取り、現金で支払った場合はクーリング・オフできません。



step  
04

### 契約書面を受け取った日を含めて8日(20日)以内ですか？

ただし、受け取った契約書面にクーリング・オフ制度の説明や、内容に不備がある場合は期間を過ぎていてもクーリング・オフできます。

step  
05

### クーリング・オフしたい商品は使用していないですか？

指定消耗品(健康食品、化粧品など8品目)は、開封したり使用するとクーリング・オフできなくなります。ただし、書面に「使用するとクーリング・オフできなくなる」という記載がない場合や、販売員から試しに使うように言われて使ってしまった場合は、使用していてもクーリング・オフできます。



さあ、クーリング・オフしてみましょ！

# クーリング・オフしてみましょう!

## » 記入例

<p>切手</p> <p>郵便はがき</p> <p>□□□-□□□□</p> <p><b>簡易書留</b></p> <p>〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号</p> <p>株式会社 ××××× 代表取締役 〇〇〇〇〇様</p>	<p><b>通知書</b></p> <p>次の契約を解除します</p> <p>契約年月日 〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇円 販売会社 株式会社 ××××× □□営業所 担当者 ▲▲▲▲▲▲▲</p> <p>支払った代金〇〇〇〇〇円を 返金し、商品を引き取ってください。</p> <p>〇年〇月〇日 〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号</p> <p>氏名 〇〇〇〇〇</p>
---	--

表面

裏面

- 01 クーリング・オフの**通知は書面**で行います。  
▶ハガキでOKです!
- 02 上記の記載例のように書きます。
- 03 **ハガキを出す前に必ず両面コピー**し、証拠として保管しましょう。
- 04 ハガキを出すときは、郵便局の窓口で送付記録が残る「**簡易書留**」か「**特定記録郵便**」で送りましょう。
- 05 ハガキを出した日（消印）が**契約解除日**になります。

※クレジット契約をした場合は信販会社(クレジット会社)にも通知を出しましょう。  
※商品は勝手に送り返さないようにしましょう。



## 通知書

次の契約を解除します。

契約年月日

[ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

商品名

[ ]

契約金額

[ ] 円

販売会社

[ ]

担当者氏名

[ ]

支払った代金

[ ] 円を返金し、

商品を引き取ってください。

[ ]

[ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

契約者住所

[ ]

契約者氏名

[ ]

切手

郵便はがき

□□□□-□□□□

切手

郵便はがき

□□□□-□□□□

代表取締役

株式会社

様



## クーリング・オフができない…

# 契約をやめるには？

クーリング・オフができなくても、下記の場合は契約を解消することができます。

- 相手に脅されたり、だまされたりした場合
- 違法薬物の販売など、契約内容が反社会的な場合
- 契約内容の重要な部分に勘違いがあった場合
- 相手が約束を守らず、催促しても契約内容を実行しない場合
- 重要な項目について事実と違うことを言われた(不実告知)、帰りたいと行ったのに帰らせてくれない(退去妨害・監禁)など、消費者契約法(P.36)に該当する場合
- 未成年者が保護者の同意を得ないで契約した場合

※ただし、次の場合は未成年者でも取り消せません。

- 金額がお小遣いの範囲の場合
- 結婚している場合
- 「成人しています」とウソをついた場合
- 保護者の同意を得たかのように偽った場合



上記以外でも、次のように契約をやめることができる場合があります。一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

- 中途解約
- 相手との話し合いによる解約

※違約金など請求される場合があります。

## 契約する時はよく考えよう!!



# おいしい話にはご用心

だまされないための6ヶ条



01 うまい話にはウラがある!

「あなただけ」なんて話は**ありません!**

02 セールスマンの話をうのみにしない!

**いいことばかり**言っているかも…

03 「話だけ聞いてみよう」は相手の思うツボ

**相手はプロ!**流されて契約してしまうかも…

04 その場の契約はケガのもと

契約する前に家族や友人に**相談**しよう!

05 契約する前によく確認

契約書は内容をよく読むこと!

わからないことはそのままにせず、**しっかり確認!**

06 キッパリと断ろう!!

それ、本当に必要ですか?

必要なければ勇気を持って**キッパリと断り**ましょう!

いません!



# NO!

いません!



**困った時は消費生活センターにすぐ相談!**